

■■■■■■■■■■ 所得税更正処分等取消行政上告受理申立て事件
(原審・名古屋高等裁判所■■■■■■■■■■)

決 定

■■■■■■■■■■
(送達場所 ■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■)

申 立 人

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

相 手 方

国

同代表者法務大臣

小 泉 龍 司

処 分 行 政 庁

昭 和 税 務 署 長

佐 合 一 信

主 文

本件上告受理申立てを却下する。

上告受理申立ての費用は申立人の負担とする。

理 由

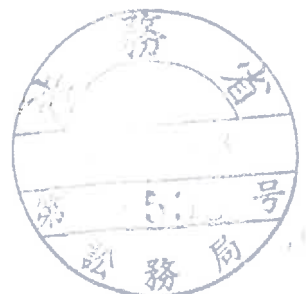
申立人は、当裁判所が令和5年11月24日に言い渡した■■■■■■■■■■

■■■■■■■■■■所得税更正処分等取消請求控訴事件の判決に対して上告受理の申立てをしたものであるが、上告状兼上告受理申立書及び上告受理申立て理由書には、民事訴訟法318条1項所定の事由の記載がない。

よって、本件上告受理の申立ては不適法であるから、同法318条5項、316条1項2号により、主文のとおり決定する。

令和6年2月9日

名古屋高等裁判所民事第3部



裁判長裁判官 片 田 信 宏

裁判官 三 橋 泰 友

裁判官 大 原 哲 治

これは謄本である

令和 6 年 2 月 9 日

名古屋高等裁判所

裁判所書記官 鷺見和也